

平成30年第2回茂原市教育委員会会議（2月定例会）日程

日 時：平成30年2月20日（火）15：00～

場 所：茂原市役所9階901・902会議室

1. 開会宣言

2. 会議録署名人の指定

3. 会議事項

（議決事項）

議案第1号 茂原市東部台文化会館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定
について

議案第2号 茂原市公民館管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について

（報告事項）

- 1 平成29年度3月補正予算の要求について
- 2 平成29年度茂原市教育委員会学芸・文化・体育・教育行政功労者表彰者の追加決定について
- 3 行事の共催、後援及び協賛について
- 4 平成30年第3回（3月臨時会）、第4回（3月定例会）及び第5回（4月定例会）茂原市教育委員会会議の日程について
- 5 その他

4. 閉会宣言

（会議結果）

議決事項について、議案第1号及び議案第2号は原案どおり可決されました。

茂原市教育委員会会議録

平成30年第2回（定例会）

- 1 期日 平成30年2月20日（火）
開会 午後1時00分
閉会 午後1時40分
- 2 場所 茂原市役所9階会議室
- 3 出席委員
教育長 内田 達也
教育長職務代理者 齋藤 晟
委員 安藤 明子
委員 高貫 裕一郎
委員 高仲 輝夫
- 4 出席職員
教育部長 豊田 実
教育部次長（教育総務課長） 久我 健司
学校教育課長 鈴木 明
生涯学習課長 長谷川 伊智郎
体育課長 古山 茂成
中央公民館長 内山 千里
美術館・郷土資料館長 津田 芳男
東部台文化会館長 渡辺 健司
学校教育課主幹 平井 仁
教育総務課長補佐 川崎 弘道
教育総務課総務係長 東間 諭
- 5 署名人の指定
委員 高貫 裕一郎
委員 安藤 明子
- 6 傍聴人 0名

内田教育長 : ただいまから、平成30年第2回茂原市教育委員会会議(定例会)を開会します。
本日の出席人数は、5名ですので、定足数に達しており会議は成立いたしました。
本日の会議録署名人は、「高貫委員」と「安藤委員」を指定いたします。
これより会議事項に入ります。本日は、議案が2件となっております。
それでは、議案第1号「茂原市東部台文化会館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

豊田教育部長 : 議案第1号「茂原市東部台文化会館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。
本案は、茂原市東部台文化会館において新たに購入したプロジェクター等の備品の使用料を設定するとともに、制度の運用上、適切な表現に改めるため、所要の改正を行うものでございます。
参考資料の新旧対照表をご覧ください。下線のある部分が改正する個所とな

ります。3ページから5ページに音楽ホール附属設備使用料の表がございます。5ページの「その他」に「プロジェクター(レンズ付き)」、「小型プロジェクター」、「BD/DVDプレーヤ」を追加し、それぞれ1回の使用料を設定いたしました。また、3ページの「照明設備」の「ミラーボール」、4ページの「音響設備」の「リボンマイクロホン」につきましては削除をいたしました。この他の改正部分につきましては、制度の運用上、適切な表現に改めるものでございます。

なお、この規則は、平成30年4月1日からの施行となります。

以上、ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

- 内田教育長
高貴委員
- ： それでは議案第1号について質疑をお願いします。
- ： 施設の使用料を見せていただくと、例えば3,240円や2,160円とあって、おそらく消費税が入った金額なのかなと思うのですが、こういう使用料にもやはり消費税がかかるのでしょうか。その辺をお伺いしたいと思います。
- 渡辺東部台
文化会館長
- ： 公の施設の使用料については、基本的に消費税の課税対象となります。しかし、市は利益をあげることを目的としていませんから、消費税法第60条第6項に基づき、消費税は全額控除されるので納めていないこととなります。
- 高貴委員
内田教育長
齋藤委員
- ： 分かりました。ありがとうございます。
- ： 他にありませんでしょうか。
- ： 東部台文化会館を教育委員会が管理するようになって確か2、3年過ぎたと思えますが、東部台文化会館は何年頃に建ったのでしょうか。
- 渡辺東部台
文化会館長
- ： 昭和60年です。
- 齋藤委員
- ： もう33年経つのですか。
- 渡辺東部台
文化会館長
- ： はい。それから、教育委員会の所管になったのが、平成27年4月1日からとなります。
- 齋藤委員
- ： 普通の鉄筋コンクリートの場合の耐用年数は、どの位で考えていますか。
- 渡辺東部台
文化会館長
- ： 建物自体についてはだいたい50年位だと思っております。その中の音楽ホールなどの施設については、電機設備は15年であるとか、エレベーターは20年であるとか、それぞれ規定があります。
- 齋藤委員
- ： 耐震は大丈夫なのですか。
- 渡辺東部台
文化会館長
齋藤委員
内田教育長
- ： 昭和56年以降の建物については、耐震は大丈夫ということで確認しております。
- ： ありがとうございます。
- ： 他にありませんでしょうか。よろしいでしょうか。
- それではなければ、議案第1号について採決に入ります。
- 議案第1号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員
- ： 異議なし。
- 内田教育長
- ： それでは議案第1号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。
- 次に、議案第2号「茂原市公民館管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。
- 豊田教育部長
- ： 議案第2号「茂原市公民館管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。
- 本案は、平成29年茂原市議会第4回定例会において、「茂原市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」が可決され、平成30年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。
- 参考資料の新旧対照表をご覧ください。下線のある部分が改正する個所となります。市民サービスの向上を図るため、第18条に還付の条件及び還付額等を定めるものでございます。その他の改正部分につきましては、制度の運用上、適切な表現に改めるものでございます。
- 以上、ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。
- 内田教育長
高仲委員
- ： それでは議案第2号について質疑をお願いします。
- ： これまでの申込み方法や申請窓口は変わらないのかどうか伺います。申請書等の宛が、前は公民館長だったのが教育委員会に代わっていますので、例えば中央公民館を借りたいという時には、公民館の窓口に行くのか、教育委員会の窓口に行くのかその辺を教えてください。

- 内山
中央公民館長 : 申込みにつきましては、今まで通り、各公民館の窓口で申請書を受付いたします。申請書類の宛が、今までの公民館長から教育委員会になったのですが、申請方法は変わりません。
- 高仲委員 : はい。ありがとうございます。
- 内田教育長 : 他にありませんでしょうか。
- 齋藤委員 : 市民会館と中央公民館は同時に建てられたというように記憶しているのですが、中央公民館は雨漏り等で随分苦労していたように見えています。そうした中で、市民会館は平成32年3月で閉館となりますが、中央公民館はそういう話がまだ出ていない。これはどうなのですか。大丈夫なのでしょうか。
- 内山
中央公民館長 : 雨漏りというお話だったのですが、市民会館につきましては平成28年度に雨漏りの工事をしております。
市民会館は昭和43年、中央公民館は昭和42年に建設しており、両施設とも約50年を経過しております。今までにもお話をいたしました。新市民会館の建設に伴いまして、中央公民館もその中に複合施設ということで検討されておりますので、今のところは単独で中央公民館の建替えという話はございません。
私どもといたしましては、計画的な施設の修繕、環境整備、日常点検を行いまして、利用者の利便性やサービスの向上に公民館の方で努めてまいりたいと思っております。
- 齋藤委員 : 市民会館の場合は、耐震性が問題だということで閉館が決まったと思いますが、中央公民館の耐震はどうなのですか。
- 内山
中央公民館長
豊田教育部長 : 公民館は、耐震診断はしておりません。
市民会館は天井が高く、その吊り天井を修理しなくてはいけないということに建築基準法が変更となったので、それで閉館するというところにいたしました。中央公民館の場合はそれがありませんので、継続して開館しているところです。
- 齋藤委員 : はい、分かりました。
館長からお答えありましたけど、市民会館と公民館が一緒にできれば良いかなと思います。ありがとうございます。
- 久我
教育部次長 : 耐震の数値でX方向、Y方向で、どうしても北側の面がガラスになっていますので、南北に対しての数値が最低でも0.6はないといけないところを0.59という耐震の指数が出ています。
それ以外にも、やはり不特定多数の方が多く集まる特定建築物は、千葉県の方から定期的に調査が入りまして、消防法の関係など各種基準に適合していない部分がございます。そういう面も含めて市民会館については閉館を余儀なくされました。
中央公民館についてもご存知のように屋上や非常階段は非常に老朽化が著しいです。公共施設の総合管理計画の中では、最低でも建築物は30年に1度、大規模改修しなくてはいけないという考え方に則っているのですが、大規模改修もせずに50年が経過していますので、今から大規模改修したとしても、ボロボロの鉄筋の周りを囲っているような感じになりますので、やはり今後を見据えていかななくてはいけないと思います。
- 齋藤委員 : 先ほど昭和56年の時の建築基準法の改正とありましたけど、鉄筋コンクリートも当てはまるのですか。
- 久我
教育部次長 : 鉄筋も入ります。
- 齋藤委員 : ありがとうございます。
- 内田教育長 : 他にありませんでしょうか。
- 安藤委員 : 新旧対照表5ページの茂原市公民館使用許可書ですが、現行のものは下に注意書きで1から6までありますが、改正後はこの注意書きが一切なくなっています。例えば、注意書きの1にあるようにこの書類を事務室へ提出するとか、6の利用後は職員に連絡するとか、そういうことはやらなくて良くなったということでしょうか。
- 内山
中央公民館長 : 改正後の様式には注意書きはないのですが、申込みをしていただいた時に説明して、当日終わった後に報告していただく書類を手渡しするのですが、その中

- にはこういった注意事項が入っております。
- 久我 教育部長次長 : 若干補足をさせていただきます。これは市の条例・規則を作る考え方という言い方になってしまうのですが、申請を誰が誰宛にして、いつ、何を意思表示するのかということがやはり様式の中に必ず入っていないといけない部分です。それ以外の注意書きや備考などの軽易なものについては、例えば、何か字句に変更が生じた時には、その都度議決しなくてははいけませんので、市の総務課が市全体の規則等のチェックをしていますけれども、総務課ではだいぶ前からそういう考え方をしていましたので、今年度できるだけ様式の改正の時にはその視点でやらせていただいています。
- 安藤委員 : 分かりました。ありがとうございます。
- 内田教育長 : 他にありますでしょうか。よろしいでしょうか。
それではなければ、議案第2号について採決に入ります。
議案第2号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
- 内田教育長 : それでは議案第2号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。
次に、報告事項に入ります。報告事項1「平成29年度3月補正予算の要求について」説明をお願いします。
- 久我 教育部長次長 : 報告事項1「平成29年度3月補正予算の要求について」ご説明申し上げます。
この内容は、明日2月21日に開会いたします定例市議会に提出する予定であります。ご承知おきください。内容についての取扱いには、ご注意いただきたいと思っております。
それでは報告事項1の資料をご覧ください。今回の補正では、歳入では合計で278万1千円の増額の補正、歳出では合計で1,040万7千円の減額の補正、繰越明許費として421万2千円を提出いたします。繰越明許につきましても、後ほど説明させていただきます。
次に、参考資料をご覧ください。まず歳入でございますが、1の教育総務課と3の美術館・郷土資料館では、ふるさと納税による寄付金がございます、その使い途を学校等施設建設・改修事業と美術品等取得事業としたもので増額補正をするものでございます。
また、2の学校教育課では、幼稚園就園奨励費の支給対象者数が見込みよりも下回ることによりまして、国からの補助金が減る見込みであることから減額補正するものでございます。
続きまして、次のページの歳出をご覧ください。1の教育総務課では先ほどの歳入の寄付金相当額を学校等施設建設・改修基金に積み込むものでございます。
2の学校教育課では、施設設備維持管理費としまして小学校の光熱費、そして中学校の光熱費、それぞれ各学校で節減に努めたため減額をするものでございます。学校教育支援事業では、新治小学校の複式学級の減少によりまして市の費用での講師の配置が不要になったことによりまして減額するものです。次の教育扶助費ですが、幼稚園就園奨励費補助金の支給対象者が先ほどの歳入でお話ししたように見込みを下回りましたので減額補正するものでございます。
3の美術館・郷土資料館では、寄付金相当額を美術品等取得基金に積み立てます。光熱費については、各事業の増加や寒い時期が多く暖房機器を使用する機会が増えたこと、また、空調機器の不具合がありましたのでそれによって光熱費が高くなりまして不足が生じたため増額補正をするものでございます。
最後に体育課の繰越明許費になります。市の予算というのは単年度主義になっています。単年度の予算を単年度で使っていくという考え方ですが、その年度内に支出をすることができなかったときに翌年度に繰り越すことができる繰越明許費という制度が地方自治法に定められております。今回、市民体育館のメインアリーナの奥にあるアンプの音響設備関係で入札を行いました、入札が不調になり、年度内の執行が困難になりましたので、繰越明許費として平成30年度の予算に繰り越します。今回の入札では県内・本支店で対応したのですが、特殊な技術でなかなか入札に応じるところがありませんでしたので、入札条件を少し変更して、対象事業者を全国に広げて再度4月に入札を行い、8月または9月末の納期として実施していきたいと考えております。

- 説明は以上となります。よろしくお願いいたします。
- 内田教育長
齋藤委員 : それでは報告事項1について、ご質問等ありますでしょうか。
: ふるさと納税というのは市でだいたいどの位あって、教育委員会にはどの位が来ているのですか。
- 久我
教育部次長 : 申し訳ございません。決算見込額までは確認しておりませんが、年度予算としては3,000万程度を見込んでいるはずですが、その内、今回ご提示させていただきました金額が合わせますと394万円になりますが、教育部門に充ててくださいという目的を寄附金の申請の中に付してくれた内容だと判断しております。
- 齋藤委員
内田教育長 : 約13パーセントですね。ありがとうございます。
: 他にありますでしょうか。よろしいでしょうか。
: それでは次に、報告事項2「平成29年度茂原市教育委員会学芸・文化・体育・教育行政功労者表彰者の追加決定について」説明をお願いします。
- 久我
教育部次長 : 報告事項2「平成29年度茂原市教育委員会学芸・文化・体育・教育行政功労者表彰者の追加決定について」ご報告いたします。
: お手元のA4横の表になっている資料をご覧ください。9番目の茂原小学校5年生の石野加奈さんが全国1位に相当する賞を受賞していることが学校からの追加報告で分かりましたので、追加で決定し、本日の午後3時からの表彰に加えさせていただきます。
: 最終的には、今年度は、学芸部門では小学生19名、中学生7名の計26名、体育部門では小学生2名、中学生3名、そして女子ソフトボールの1団体の計5名及び1団体、教育行政部門では1名の表彰となります。よろしくお願いいたします。
: それでは報告事項2について、ご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。
: それでは次に、報告事項3「行事の共催、後援及び協賛について」説明をお願いします。
- 久我
教育部次長 : 報告事項3「行事の共催、後援及び協賛について」でございます。
: 平成30年1月に決定いたしました行事は、学校教育課で「共催」が1件、生涯学習課で「後援」が1件ございました。
: 以上でございます。
- 内田教育長 : それでは報告事項3について、ご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。
: それでは次に、報告事項4「平成30年第3回(3月臨時会)、第4回(3月定例会)及び第5回(4月定例会)茂原市教育委員会会議の日程について」説明をお願いします。
- 久我
教育部次長 : 第3回教育委員会会議につきましては、3月9日の金曜日15時よりこの会議室において臨時会を開催します。県費負担教職員の内、校長先生、教頭先生の任免その他の進退に関する内申の人事案件が議決事項となります。
: 続きまして、第4回教育委員会会議につきましては、3月20日の火曜日13時よりこの会議室にて行います。この日は、15時より平成29年度の第3回総合教育会議を予定してございます。
: 最後に、第5回教育委員会会議につきましては、4月25日の水曜日15時よりこの会議室において行います。
: よろしくよろしくお願いいたします。
- 内田教育長 : この後の教育委員会会議の日程について、よろしいでしょうか。
: それでは日程については、そのようにお願いいたします。
: その他報告がありましたら、お願いします。
- 長谷川
生涯学習課長 : それでは、ほのおか館落成式についてご説明をさせていただきます。
: 日時は、平成30年3月24日の土曜日、午前10時からになります。9時30分から受付開始となります。当日の式次第でございますが、概要についてご説明をいたします。
: 司会は、豊田教育部長が行います。開式のあと、市長あいさつ、建物の概要報告、その後、来賓の祝辞を4名予定しております。横堀県議会議員、鶴岡県議会議員、酒井長生地域振興事務所長、鈴木茂原市議会議員の来賓祝辞をいただいた後に、感謝状の贈呈を株式会社ワールド建築研究所と関東建設株式会社に行います。その後、施工者代表謝辞をいただきまして、愛称募集入賞者の表彰式を続

- いて行います。その後、閉式ということになります。時間にいたしまして、約1時間を予定してございます。その後、参加者には施設内を順次内覧していただくことになっております。よろしくお願ひいたします。
- 内田教育長 : それでは、ほのおか館の落成式について、何かご質問等ありますでしょうか。それでは、3月24日はよろしくお願ひしたいと思います。
- 久我 教育部次長 : その他報告がありましたら、お願ひします。
- 久我 教育部次長 : 資料はございませんが、学校再編の第一次実施計画に関してのご報告をさせていただきます。1月の教育委員会会議で第一次実施計画の案を示させていただきました。2月13日の火曜日に庁議に付した訳でございます。その中での報告をさせていただきます。
- まず再編の1つ目、西陵中学校と富士見中学校の統合については、特に意見がございませんでしたので、平成32年4月1日の統合案で進めてまいりたいと考えております。2つ目の二宮小学校と緑ヶ丘小学校の統合につきましても特に意見はございませんでしたので、平成33年4月1日の統合に向けて取り組んでまいりたいと考えております。3つ目の本納小学校、新治小学校、豊岡小学校の統合についてですが、最終的に3校を統合し、新規建設に向けた経緯について、庁議の中では説明を受けて理解はしたが、それを実施計画の中に記載すべきだという意見がございました。また、現在本市は、後期基本計画の最後の実施計画期間中であって、2020年を境に新たな総合計画を策定していく時期にあたるので、今回平成35年4月1日の3校統合ということはこの実施計画で決定してしまうということは、次期総合計画の中に位置付けてしまうのと同じ内容になってしまう。予算の担保は現段階では取れないので、この3校統合の目標時期について平成35年4月1日で提案をいたしました。それは記載するのではなく、第一次実施計画期間中に検討して、第二次実施計画の中でということ、実線ではなく点線で表記するようにという主な内容でございます。
- 今日の午前中に企画財政部と協議をいたしました。それを基に今週中に修正案を出して、来週2月26日の月曜日、再度庁議に付すことになっております。
- 以上でございます。
- 内田教育長 : それでは今の報告について、ご質問等ありますでしょうか。
- 齋藤委員 : 一番肝心なところが抜けていると思います。要するに新治小学校は早急に何とかしなくていけないということが出ていないではないですか。
- 久我 教育部次長 : 庁議での意見の中にもやはり新治小学校の小規模対策についての話は相当出ました。しかし、住民説明会での内容を説明し、現在の本納小学校に統合することは非常に難しいと、それは庁議のメンバーもだいぶ分かっていたので、新治小学校の小規模対策については、実施計画の中で検討・実施していくように記載はしていきます。
- 齋藤委員 : 方法論とか、時期とか何か一切ないですね。
- 久我 教育部次長 : 3校統合についてはどうなのかというところでは、庁議のメンバーは賛成ということになりましたので、将来、本納小学校、新治小学校、豊岡小学校の3校を一緒にするというのは賛成をいただきました。ですから、本納地区から小学校を無くすという考え方には至らなかったということと、本納地区を分割すれば良いのではないかという考えに至らなかったところ、そういう面ではまだ良かったのかなとは思っております。
- あとはやはり学校を一つ造りますと大きな金額がかかりますので、その辺をきちんと次期総合計画の中に位置付けながら検討すべきということで、平成32年度までは新治小学校の小規模対策事業の検討とか、新しい建設場所があるのかということでの調査・選定とか、小中一貫教育などの研究などに留まってしまっているのかなと思っております。
- 齋藤委員 : はい、分かりました。
- 内田教育長 : 他にありますか。
- 安藤委員 : 新治小学校が、例えば2020年に32名になりそうな計算が出ているのですが、複式学級はいつから始まりそうでしょうか。
- 鈴木 学校教育課長 : 複式学級については、現在も一つ存在しているのですが、学校に配当される県費負担職員の数というのは、「担任プラス1」というのがありまして、通常その1が教務を行うのですが、教務が担任を兼ねることによって今年度は解消されて

おります。しかし来年度は、それがもう一つ増えますので、それについては県費職員だけでは足りないので市から講師を就けて、学級数分だけの教員を配置するというような形です。今の3年生が12名になりましたが、2学年合わせて16名までというのが、それを下回ってしまうと複式学級という形になります。今までその前後での複式学級が無かったのですが、12名になったことでそこも複式学級になるということで、将来的にはすべて複式学級になる可能性もあります。

- 内田教育長 : 複式学級の対象になるのは、来年度だと2つになります。よろしいですか。
- 安藤委員 : はい。
- 内田教育長 : 他にありますか。
- 高貫委員 : 今、庁議の結果をご報告いただいて、再度26日にあるということですが、その結果を受けて今後のスケジュールなどについて教えていただきたいのですが。
- 久我教育部次長 : 本日、修正案を示せなくて大変申し訳ないのですが、先月の実施計画の中身からそう大きくは変更とはなっていません。先ほど説明いたしましたように少し経緯を示せということでしたので、例えば富士見中学校と西陵中学校の統合につきましては、平成21年から検討に入って、平成23年度から学校選択制を開始して、平成29年4月で統合を決定したという記載を入れます。二宮小学校と緑ヶ丘小学校については、ほぼ同規模なのだけれども新しい学校を使うといった記載を、従来の第一次実施計画案の最初に記載をしていた内容を各項目に入れたというのが一番大きな違いになります。また、市の次期総合計画との整合を図るという内容を踏まえて修正していきます。
- : 今後は2月26日に庁議があつて、3月9日の教育委員会会議で第一次実施計画案を再度示させていただきます、できればそこで議決をいただければと考えております。
- : 以上でございます。
- 高貫委員 : ありがとうございます。
- 内田教育長 : 他にありますか。よろしいですか。その他報告がありましたら、お願いいたします。なければ、以上で第2回教育委員会会議を閉会します。

茂原市教育委員会会議規則第27条の規定により、上記会議録が相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年3月9日

教育長 内田 達也

署名委員 高貫 裕一郎

署名委員 安藤 明子